注１　「データ伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項の表１の項ロに掲げる機能をいう。
２　携帯電話及びＢＷＡに係るもののみを記載すること。
３　携帯電話、ＢＷＡ等の区分の別に従い、レートベースの算定を分ける場合にあつては、当該区分ごとに分割すること。
４　「データ伝送交換機能」の欄には、第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第２項各号に掲げる部分の接続料（同項第３号に掲げる部分について、同令第13条第６項により算定する場合には、当該接続料を除く。）ごと、同令第４条第２項第３号に掲げる部分の接続料について、ＳＩＭカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあつては、ＳＩＭカードの種類ごとに欄を分けて記載すること。
５　第二種指定電気通信設備接続料規則第16条第１項の規定に基づき接続料を設定する場合は、自らの第二種指定電気通信設備接続会計規則別表第二の役務別固定資産帰属明細表の帳簿価額及び共同設定者の同表の役務別固定資産帰属明細表の帳簿価額を基礎として算定された額を記載すること。
６　「参考値」の欄には、第二種指定電気通信設備接続料規則第８条第３項の規定により同項第２号に該当するものとして合理的な将来の予測値を算定する際に、基礎事業年度（第二種指定電気通信設備接続料規則第17条第２項に規定する基礎事業年度をいう。）の翌年度の値を推計した場合に、当該年度の算定した値を記載すること。
７　「予測値」の欄には、第二種指定電気通信設備接続料規則第８条第３項の規定により同項第２号に該当するものとして算定された合理的な将来の予測値を、予測接続料（第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第３項に規定する予測接続料をいう。以下同じ。）を設定する三事業年度について、適用される事業年度ごとに欄を分けて記載すること。
８　「算定方法」の欄には、資産区分ごとに、予測値の算定方法を具体的に記載すること。予測値の算定に当たり、過去の実績値からの推測のみでなく、基地局等の整備見込み及びシステム更新予定、会計方針及び会計基準の変更（加速償却、除却、減価償却方法の変更等）等の算定時点で判明している各事業年度の予測接続料に影響を与え得る要素を反映した場合、それらがわかるよう記載すること。また、事業年度ごとに算定方法が異なる場合は、当該事業年度ごとに記載すること。

様式第17の４の７（第23条の９の３関係）

［表略］

注１　「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項の表１の項イに掲げる機能を、「データ伝送交換機能」は同表１の項ロに掲げる機能を、「ＭＮＰ転送機能」は同表１の項ハに掲げる機能を、「ＳＭＳ伝送交換機能」は同表１の項ニに掲げる機能をいう。
［２　略］
３　「データ伝送交換機能に係る運転資本の額」の欄には、第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第２項各号に掲げる部分の接続料ごとに欄を分け、同項第３号に掲げる部分の接続料についてＳＩＭカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合は、当該接続料についてＳＩＭカードの種類ごとに欄を分けて記載すること。この場合において、「接続料原価」、「減価償却費」、「固定資産除却費」及び「租税公課」の欄には、それぞれ様式第17の４の２表２（データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の原価の算出）、同様式表２の２（データ伝送交換機能の回線数単位接続料の原価の算出）及び同様式表２の３（データ伝送交換機能のＳ

様式第17の４の７（第23条の９の３関係）

［表同左］

注１　「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項の表１の項イに掲げる機能を、「データ伝送交換機能」は同項ロに掲げる機能を、「ＭＮＰ転送機能」は同項ハに掲げる機能を、「ＳＭＳ伝送交換機能」は同項ニに掲げる機能をいう。
［２　同左］
３　「データ伝送交換機能に係る運転資本の額」の欄は、第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第２項各号に掲げる部分の接続料ごとに欄を分け、同項第３号に掲げる部分の接続料についてＳＩＭカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合は、当該接続料についてＳＩＭカードの種類ごとに欄を分けて記載すること。この場合において、「接続料原価」、「減価償却費」、「固定資産除却費」及び「租税公課」の欄には、それぞれ様式第17の４の２表２（データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の原価の算出）、同様式表２の２（データ伝送交換機能の回線数単位接続料の原価の算出）及び同様式表２の３（データ伝送交換機能のＳＩＭカー